

沖縄県道路交通法施行細則

発出年月日：昭和47年5月15日
文書番号：沖縄県公安委員会規則10
公表範囲：全文

改正 前略…平成24.10 公規則9

目次

- 第1章 総則(第1条－第5条)
- 第2章 車両の交通方法(第6条－第11条)
- 第3章 運転者の遵守事項(第12条)
- 第4章 安全運転管理者(第13条－第16条)
- 第5章 道路の使用等(第17条－第18条の2)
- 第6章 運転免許(第19条－第24条の2)
- 第7章 自動車教習所(第25条・第26条)
- 第8章 免許の取消し、停止等(第26条の2)
- 第9章 講習等(第27条－第31条)
- 第10章 運転免許取得者教育の認定(第31条の2－第31条の6)
- 第11章 確認事務の委託の手續等(第32条－第42条)
- 第12章 雑則(第43条－第47条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)及び法に基づく国家公安委員会規則(以下「国公委規則」という。)の規定に基づき、沖縄県の区域における道路交通に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出)

第2条 法、令、施行規則及び国公委規則並びにこの規則の規定により、沖縄県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出する申請書、届出書その他の書類は、次の各号に掲げるもの、第7条の2、第8条及び第19条に定めるものを除き、当該申請又は届出をする者の住所地を管轄する警察署長を経由して提出するものとする。

- (1) 法第59条第2項ただし書(自動車のけん引許可)の申請は、出発地を管轄する警察署長を経由してするものとする。
- (2) 次に掲げるものは、当該自動車の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由してするものとする。

ア 法第74条の3第5項(安全運転管理者等の選任及び解任)の届出

イ 施行規則第9条の9第1項第2号及び第2項第2号(公安委員会の教習及び認定)の申

請

ウ 令第13条第1項(緊急自動車の指定及び確認)又は令第14条の2第1号、第2号(道路維持作業用自動車の指定及び確認)の申請及び届出

エ 法第74条の3第8項(安全運転管理者等に対する講習)の通知を受けた場合の当該講習の申出

(3) 次に掲げるものは、沖縄県警察本部交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)を経由してするものとする。

ア 法第99条第1項(自動車教習所の指定)の申請

イ 法第99条の4(指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習)の通知を受けた場合の当該講習の申出

ウ 法第107条の7第2項(国外運転免許証の交付)の申請

エ 令第34条第3項第2号(旅客用自動車運転教習施設の指定)の申請

オ 令第34条第4項第2号(旅客用けん引自動車運転教習施設の指定)の申請

(4) 次に掲げるものは、運転免許課長を経由してすることができるものとする。

ア 法第108条の2第1項第2号(免許の拒否又は免許の取消し等の処分を受けた者に対する講習)に規定する講習の申出

イ 法第108条の2第1項第3号(免許の保留又は免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習)に規定する講習の申出

ウ 法第108条の2第1項第6号(原付免許を受けようとする者に対する講習)に規定する講習の申出

エ 法第108条の2第1項第11号(免許証の更新を受けようとする者に対する講習)に規定する講習の申出

(5) 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)第2条第1項(法人の登録)及び第3項(法人の登録の更新)の申請は、当該法人の主たる事務所を管轄する警察署長を経由してするものとする。

(信号に用いる灯火)

第3条 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 色 赤色又は淡黄色

(2) 光度 50メートルの距離から確認できるもの

(警察署長に委任する交通規制)

第4条 法第5条第1項の規定により警察署長に委任する交通規制は、令第3条の2第1項各号に規定するものとする。

(交通規制の効力)

第5条 法第4条第1項前段に規定する交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)にあってはこれを設置したときに発生するものとする。

2 前項の交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあってはこれを撤去したときに消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に交通の規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

第2章 車両の交通方法

(緊急自動車の指定)

第6条 令第13条第1項の規定による申請は緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書(様式第1号)を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項の申請に基づき、緊急自動車の指定をしたときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証(以下「指定証」という。)(様式第2号)を交付するものとする。
- 3 緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車にその指定証を備え付けなければならない。
- 4 緊急自動車の指定を受けた者は、指定証の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証記載事項変更届(様式第2号の2)により速やかに公安委員会に届け出て指定証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 5 緊急自動車の指定を受けた者は、指定証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証再交付申請書(様式第3号)により指定証の再交付を申請することができる。
- 6 緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなったとき、又は指定証の再交付を受けた後において亡失した指定証を発見し、若しくは回復したときは、速やかに当該指定証を公安委員会に返納しなければならない。

(道路維持作業用自動車の指定)

第6条の2 令第14条の2第2号の規定による申請については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「緊急自動車」を「道路維持作業用自動車」と読み替えるものとする。

(緊急自動車の届出)

第6条の3 令第13条第1項の規定による届出は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書(様式第3号の2)を公安委員会に届け出て行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、届出者に緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認証(様式第3号の3)を交付するものとする。
- 3 第1項の届出をした者は、当該届出に係る自動車にその届出確認証を備え付けなければならない。
- 4 第1項の届出をした者は、届出書の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認証記載事項変更届(様式第3号の4)により速やかに公安委員会に届け出て、届出確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 5 第1項の届出をした者は、届出確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認証再交付申請書(様式第3号の5)により届出確認証の再交付を受けることができる。
- 6 第1項の届出をした者は、当該届出に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなったとき、又は届出確認証の再交付を受けた後において亡失した届出確認証を発見し、若しくは回復したときは、速やかに当該届出確認証を公安委員会に返納しなければならない。

(道路維持作業用自動車の届出)

第6条の4 令第14条の2第1号の規定による届出については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「緊急自動車」を「道路維持作業用自動車」と読み替えるものとする。

(警察署長の駐車許可)

第7条 法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の許可は、車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合に限りするものとする。

- (1) 許可を受けようとする駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車(許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではないこと。
 - (2) 許可を受けようとする駐車場の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車禁止の規制が実施されている場所(法第45条第1項各号に掲げる道路の部分(当該場所において運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態となる場合に限る。)及び法第45条第2項に規定する場所を除く。)であること。
 - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
 - (3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段による場合にあっては、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
 - (4) 駐車可能な場所が、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はいずれも利用がおよそ不可能と認められること。
 - ア 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 - イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- 2 法第49条の5の規定による警察署長の許可は、当該車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合に限りするものとする。
- (1) 許可を受けようとする駐車の日数及び時間が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な日数及び時間を超えて駐車するものでないこと。
 - (2) 許可を受けようとする駐車場の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車しようとする時間制限駐車区間が当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - イ 駐車しようとする方法で駐車することが交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
 - (3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものである

こと。

ア 公共交通機関等の駐車しようとする車両以外の交通手段による場合にあつては、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 駐車しようとする時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所が、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はいずれも利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

3 法第45条第1項ただし書又は法第49条の5の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(様式第4号)2通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請を行うことができる。

4 前項の申請書には、次に掲げる書面又は書面の写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し

(2) 当該申請に係る駐車しようとする場所及びその周辺(当該申請に係る駐車場所を中心としておおむね半径100メートルの範囲)の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る駐車場所に印を付したもの)

(3) 当該申請に係る車両の主な運転者の自動車運転免許証の写し

5 法第45条第1項ただし書又は法第49条の5の許可をする場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

6 警察署長は、法第45条第1項ただし書又は法第49条の5の許可をした場合は、駐車許可証(様式第4号)を交付しなければならない。ただし、第3項ただし書に規定する場合はこの限りでない。

7 前項の駐車許可証は、許可を受けた場所に当該許可に係る車両を駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。

8 警察署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第5項の規定により付された条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。

(高齢運転者等標章の申請等)

第7条の2 法第45条の2第1項の規定による届出又は同条第2項、同条第3項、同条第4項若しくは規則第6条の3の3の規定による公安委員会に対する高齢運転者等標章の申請、再交付の申請、返納若しくは記載事項の変更の届出は、沖縄県内のいずれかの警察署長を経由して行うものとする。

(交通規制の対象から除く車両)

第8条 法第4条第2項の規定による交通規制において、交通規制の対象から除く車両は、道路標識等で表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路標識等による規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）の対象から除く車両
- ア 緊急の用務に使用中の緊急自動車
 - イ 警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）による自動車お列内の自動車
 - ウ 警護要則（昭和40年国家公安委員会規則第3号）による自動車警護列列内の自動車
- (2) 最高速度の規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える場合を除く。）の対象から除く車両 専ら交通の取締りに従事する車両
- (3) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識により通行を禁止する法第8条第1項の規定による規制をいう。）の対象から除く車両（エ及びオに掲げる車両については、歩行者用道路のうち、公安委員会が特に車両を指定して許可した車両以外の車両の通行を禁止した区間を除く。）
- ア 人命救助活動、消防活動、水防活動又は災害応急対策のため使用中（当該用務を終了し、車両の通行禁止の規制が行われている道路を通行することを含む。以下同じ。）の車両
 - イ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、警備活動その他警察活動のため警察職員（特別司法警察職員を含む。以下同じ。）が使用中の車両及び当該警察活動のため警察職員が使用中の車両に誘導されている車両
 - ウ 令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車で、道路の維持、修繕等の作業のため使用中の車両
 - エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、当該目的のため使用中の車両
 - オ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、通行・駐車禁止除外指定車（様式第5号）の標章を掲出している車両
 - （ア） 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の集配のため使用中の車両
 - （イ） 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、電報の配達のため使用中の車両
 - （ウ） 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備及び道路標識等の維持管理のため使用中の車両
 - （エ） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集の委託を受けた

- 者を含む。)が使用中の車両
- (オ) 歩行困難な者を輸送するための特別な装置又は構造を有する車両を使用して他人の需要に応じ歩行困難な者の輸送業務を行う者が、当該業務のため使用中の車両
 - (カ) 裁判所法(昭和22年法律第59号)に定める執行官が民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のため使用中の車両
 - (キ) 総務省設置法(平成11年法律第91号)に基づき、電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査のため使用中の車両
 - (ク) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づき、犬の捕獲のために使用中の車両
 - (ケ) 電気、ガス、水道、電信又は電話の各事業について緊急修復を要する工事のため使用中の車両
 - (コ) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - (サ) 放置車両の確認及び放置車両確認標章取付けのため使用中の車両
 - (シ) 違法駐車車両の移動業務のために使用中の車両
 - (ス) 医師が、緊急往診のために使用中の車両
 - (セ) 学校保健法(昭和33年法律第56号)に基づく健康診断に使用中の車両
 - (ソ) 国又は地方公共団体の車両で、その職員が広範囲にわたって通行を禁止されている道路を通行しなければならない公益上必要な用務のため使用中のもの
- (4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除く車両(駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。)
- ア 前2号に掲げる車両(前号オに掲げる車両については、同号オ(セ)及び(ソ)に掲げる車両以外の車両で、通行・駐車禁止除外指定車(様式第5号)の標章を掲出している車両に限る。)
 - イ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両で通行・駐車禁止除外指定車(様式第5号)の標章を掲出しているもの
 - ウ 国又は地方公共団体の車両で、その職員が道路に駐車してもやむを得ない公益上必要な用務のため使用中の車両で通行・駐車禁止除外指定車(様式第5号)の標章を掲出している車両
 - エ 警察活動に伴い停止を求められている車両
 - オ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車(様式第5号の2)の標章(他の都道府県公安委員会が交付するこれと同様な標章を含む。)を掲出しているもの((オ)に掲げる者が使用する車両にあつては、日出から日没までの時間に駐車する場合に限る。)
 - (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同

表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

(ウ) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、知的障害者の障害に関し厚生労働大臣が定める基準に規定する重度の障害に該当する障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表に定める障害等級が一級の障害に該当する障害を有するもの

(オ) 厚生労働大臣の定めるところによる小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者(色素性乾皮症患者に限る。)

2 通行・駐車禁止除外指定車(様式第5号)又は駐車禁止除外指定車(様式第5号の2)の標章の交付を受けようとする者(駐車禁止除外指定車(様式第5号の2)の標章にあっては、沖縄県内に住所を有する者に限る。)は、通行・駐車禁止除外指定車標章交付申請書(様式第6号)により、沖縄県警察本部交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)又は除外の指定を受けようとする区域若しくは道路の区間を管轄する警察署長を経由してそれぞれ公安委員会に申請しなければならない。

3 通行・駐車禁止除外指定車標章交付申請書(様式第6号)には、次の各号に掲げる申請により交付を受けようとする標章の種別に応じ、当該各号に掲げる書面又は書面の写しを添付しなければならない。

(1) 通行・駐車禁止除外指定車(様式第5号)の標章 次のアからエまでの書面又は書面の写し

ア 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し

イ 当該申請に係る車両の主な運転者の自動車運転免許証の写し

ウ 当該申請に係る車両を前後及び横から撮影した写真

エ 当該申請に係る車両が第1項第3号オ又は同項第4号アからウまでに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

(2) 駐車禁止除外指定車(様式第5号の2)の標章 標章の交付を受けようとする者が第1項第4号オに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両が第1項第3号オ若しくは同項第4号アからウまでのいずれかに該当すると認めるとき、又は当該標章の交付を受けようとする者が同号オ(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者と認めるときは、有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

5 通行・駐車禁止除外指定車(様式第5号)又は駐車禁止除外指定車(様式第5号の2)の標章(以下「標章」という。)は、使用する車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。この場合において車両の運転者が車両を離れて直ちに運転すること

ができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出しなければならない。

- 6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。
 - (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外の用途に使用しないこと。
 - (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)
- 7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、通行・駐車禁止除外指定車標章交付申請書(様式第6号)により、交通規制課長又は除外の指定を受けようとする区域若しくは道路の区間を管轄する警察署長を経由して公安委員会に標章の再交付を申請することができる。
- 8 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したと認めるときは、当該標章の返納を命ずることができる。
- 9 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章(第3号の場合にあっては、亡失した標章)を公安委員会に返納しなければならない。
 - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
 - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見したとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(通行を禁止されている道路の通行の許可)

第8条の2 令第6条第3号の公安委員会が定める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するため使用する車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの
- (2) 貨物の集配、冠婚葬祭その他の業務上又は社会の慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

2 警察署長は、法第8条第2項の規定による許可をするときは、施行規則第5条に定める許可証のほか、歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章(様式第6号の2。以下「通行許可車標章」という。)を交付するものとする。

3 許可を受けた車両の運転者は、当該許可に係る通行中、当該車両の見やすい箇所に通行許可車標章を掲示しなければならない。

(軽車両の灯火)

第9条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両(牛馬を除く。以下この条において同じ。)

がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備えている場合は、第2号に掲げる灯火をつけることを要しない。

- (1) 灯火の色が白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯
 - (2) 灯光の色がだいたい色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる性能を有する尾灯
- 2 前項ただし書の反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければなら

ない。

- (1) 軽車両に備え付けられた場合において夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第1項に規定する基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- (2) 反射光の色は、だいたい色又は赤色であること。

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第10条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

- (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 2輪又は3輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)1人を幼児用座席に乗車させている場合

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児二人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に乗車させている場合

(ウ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合((イ)に該当する場合を除く。)

(エ) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

(オ) 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該事務に従事する者が、1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させている場合

イ 2輪又は3輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

- (2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラム(運搬用自転車にあつては60キログラム)を、3輪以上の自転車、側車付自転車及びリヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されているリヤカーについては120キログラムをそれぞれ超えないこと。

イ 4輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、2輪の牛馬車にあつては1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車(荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。)にあつては、750キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車にあつては、450キログラムを超えないこと。

- (3) 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこととする。

ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さ(0.3メートル)を、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さ(0.6メートル)を加えたもの

イ 幅 自転車にあってはその積載装置、牛馬車及び大車にあっては乗車装置又は積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの

ウ 高さ 2メートル(牛馬車にあっては3メートル)からその積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。

ア 自転車にあってはその積載装置の前後から0.3メートル、牛馬車及び大車にあってはその乗車装置又は積載装置の前後から0.6メートルを超えてはみ出さないこと。

イ 自転車にあってはその積載装置、牛馬車及び大車にあってはその乗車装置又は積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

(自動車の積載物の高さの制限)

第10条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、別表第3に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

(自動車以外の車両のけん引制限)

第11条 自動車以外の車両の運転者は、1台を超える車両をけん引してはならない。

2 原動機付自転車の運転者は、けん引するための装置を有する車両によってけん引されるための装置を有する車両をけん引する場合を除き、他の車両をけん引してはならない。

3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由によりけん引することがやむを得ない自動車又は原動機付自転車(以下「故障車」という。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車をけん引することができる。

(1) けん引する原動機付自転車と故障車を堅ろうなロープ、鎖等(以下「ロープ等」という。)によって確実につなぐこと。

(2) その故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。

(3) けん引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。

(4) 故障車をけん引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を付けること。

4 軽車両の運転者は、他の車両をけん引するときは、けん引する軽車両とけん引される車両相互を堅ろうなロープ等によって確実につなぐなければならない。

第3章 運転者の遵守事項

(運転者の遵守事項)

第12条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者の遵守事項は、次に掲げるものとする。

(1) かさをさし、物がかつぎ、又は物を持つなど視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で車両を運転し、又は車両に乗車させないこと。

(2) 下駄、又は運転をあやまるおそれのあるはきものをはいて車両(軽車両を除く。)を運転しないこと。

(3) 有効な性能のブレーキ及び警音器を備えない自転車を運転しないこと。

(4) 交通のひんぱんな道路で牛馬車に乗車して運転しないこと。

(5) またがり式乗車装置のある大型自動二輪車又は普通自動二輪車に運転者以外の

者を乗車させて運転するときは、前向きにまたがらせて乗車させること。

- (6) 車両が故障したときは、速やかに道路の左側端に寄るか、又は他の交通の妨げとならない場所に移動する措置をとること。
- (7) 後写鏡の効果を妨げるように、物を置き、又はカーテンの類を用いないこと。
- (8) 後退する場合において、車掌、助手その他の乗務員がいるときは、これらの者に誘導させる等後方の安全を確認すること。
- (9) 普通自動二輪車(原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。)又は原動機付き自転車(以下この号において「原動機付自転車等」という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (10) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に、旗、鉄パイプ、金属バットその他これらに類する物を正当な理由なく携帯している者を乗車させて運転しないこと。
- (11) 自動車登録番号標又は車両番号標(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定により表示が義務付けられているものをいう。)に赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (12) 令第13条第1項に定める自動車以外の自動車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないこと。
- (13) 高音量でカーラジオ、カーステレオ等を聞き、ヘッドホン又はイヤホンを使用して音楽等を聞くなど、安全な運転に必要な交通に関する音声がかえらないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用するとき又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信するためイヤホン等を使用するときは、この限りでない。
- (14) 自転車を運転するとき(停止しているときを除く。)は、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

第4章 安全運転管理者

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第13条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出は、安全運転管理者に関する届出書(様式第7号)2通を公安委員会に提出して行うものとする。

2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、副安全運転管理者に関する届出書(様式第7号の2)2通を公安委員会に提出して行うものとする。

3 前2項による届出書の記載事項に変更が生じたときは、届出書(様式第7号又は7号の2)2通を公安委員会に提出するものとする。

4 第1項及び第2項の選任の届出書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の

戸籍抄本又は住民票の写し

- (2) 安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は安全運転管理者資格認定書(様式第9号)の写し
- (3) 副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は副安全運転管理者資格認定書(様式第9号の2)の写し(現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許の写しをもって自動車の運転の経験の期間の証明に代えることができる。)
- (4) 自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する書面で、安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの、その他安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに該当しない者であることを証する書類(施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに該当しない旨を陳述する安全運転管理者等の書面を含む。)
- 5 第1項の届出に係る安全運転管理者が施行規則第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会が行う運転の管理に関する教習(以下「教習」という。)を修了した者である場合は、教習修了証書(様式第11号)の写しをその選任の届出書に添付しなければならない。

(安全運転管理者証等の交付)

- 第14条 公安委員会は、前条第1項の選任の届出があつた場合において、その者が施行規則第9条の9第1項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証(様式第8号)を交付するものとする。
- 2 公安委員会は、前条第2項の選任の届出があつた場合において、その者が施行規則第9条の9第2項に規定する要件を備えているときは、副安全運転管理者証(様式第8号の2)を交付するものとする。

(教習等)

- 第15条 施行規則第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会が行う講習又は施行規則第9条の9第1項第2号若しくは同条第2項第2号の規定により、公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する能力に係る認定(以下「認定」という。)を受けようとするものは、教習・認定申請書(様式第10号)2通を公安委員会に提出しなければならない。
- 2 公安委員会は、前項の教習を修了した者又は認定を受けた者に対し、それぞれ教習修了証書(様式第11号)又は安全運転管理者資格認定書(様式第9号)、副安全運転管理者資格認定書(様式第9号の2)を交付するものとする。

(解任命令)

- 第16条 法第74条の3第6項の規定による公安委員会の解任命令は、解任命令書(様式第12号)を交付して行うものとする。

第5章 道路の使用等

(道路における禁止行為)

- 第17条 法第76条第4項第7号に規定する道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 交通の頻繁な道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。

- (2) みだりに交通の妨害になるように道路に泥土、汚水、ごみ、くず、釘等をまき、又は捨てること。
- (3) 車両の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
- (4) 交通の頻繁な道路において、1人で2頭以上の牛馬をひくこと。
- (5) 道路において、販売のため車両を陳列し、洗車し、若しくは車両を修理し(応急修理の場合を除く。)、又はこれらの行為をさせること。
- (6) 夜間、灯火を携帯しないで牛馬に乗り、又は牛馬をひくこと。
- (7) 道路において、進行中の車両からみだりに身体を出し、又は物を突き出すこと(第9号に掲げる行為を除く。)
- (8) 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと。
- (9) 道路において、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車に乗車して、旗、鉄パイプ、金属バットその他これらに類する物を突き出し、又は振り回すこと。
- (10) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹その他これらに類する物を使用すること。
(道路の使用の許可)

第18条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの(第2号から第5号まで、第8号及び第9号に掲げる行為にあつては、公選法の規定に基づく選挙運動又は政治活動を除く。)とする。

- (1) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会その他これらに類する行為をすること。
- (2) 道路において、旗、のぼり、看板その他これらに類するものを持ち、若しくは楽器をならし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
- (3) 道路において、拡声器、ラジオ受信機、テレビジョン受像機、映写機等を備え付けた車両により放送又は映写をすること。
- (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写、展示等をし、拡声器を使用し、又はラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (5) 広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような特異な装飾その他の装いをして通行すること。
- (6) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (7) 道路において集団行進(学生、生徒等の遠足、修学旅行、又は通常の冠婚葬祭等の行列を除く。)、祭礼行事、パレード、仮装行列、競技会、記念行事その他これらに類する行事又は催物をすること。
- (8) 道路において寄附を募集し、若しくは署名を求め、又は物を販売若しくは交付すること。
- (9) 交通の頻繁な道路において広告、宣伝等のため印刷物等を散布し、又は通行する者にこれを交付すること。
- (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

(道路使用許可申請書の添付書類)

第18条の2 施行規則第10条第3項に規定する公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路使用の場所又は区間の付近見取図
- (2) 工作物を設ける場合にあっては、その設計図及び仕様書
- (3) 前号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類

第6章 運転免許

(免許の申請等)

第19条 運転免許に関する申請又は届出は、運転免許課長を経由して提出しなければならない。ただし、免許を受けた者が本籍、住所又は氏名を変更したときの届出は、沖縄県内のいずれかの警察署長を経由して提出することができる。

- 2 法第89条の規定により、免許の申請をする者は、施行規則第17条で定める申請書を提出しなければならない。
- 3 公安委員会は、法第89条の規定による免許の申請又は次項の規定による審査の申請があったときは、運転免許試験(以下「試験」という。)又は審査の期日及び場所を指定し、試験にあっては試験結果表(様式第13号)を、審査にあっては運転免許審査票(様式第14号)を交付するものとする。
- 4 法第91条の規定により、自動車等の種類を限定された者又は自動車等を運転するについて必要な条件を付された者がその限定解除若しくは条件の変更を申請するときは、施行規則第18条の5で定める申請書を提出しなければならない。
- 5 法第94条第2項の規定により、免許証の再交付の申請をする者は、施行規則第21条で定める申請書を、法第100条の2第5項の規定により、再試験を受けようとする者は、施行規則第28条の4で定める申込書を、法第101条第1項の規定により、免許証の更新を受けようとする者は、施行規則第29条で定める申請書を、法第101条の2第1項の規定により、更新期間前における免許証の更新を受けようとする者は、施行規則第29条の2で定める申請書を、法第101条の2の2の規定により、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して免許証の更新の申請をする者は、施行規則第29条で定める申請書及び施行規則第29条の2の2で定める申請書を、法第104条の4第1項の規定により、免許の取消しの申請をする者は、施行規則第30条の9で定める申請書を、法第107条の7第2項の規定により、国外運転免許証の交付を受けようとする者は、施行規則第37条の9で定める申請書をそれぞれ提出しなければならない。
- 6 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第30条の9第3項に定める申請書に免許用写真を添付する必要がない場合は、次の表に掲げる場所において申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

次表省略

(運転経歴証明書の申請等)

第19条の2 法第104条の4第5項の規定により、運転経歴証明書の交付の申請をする者は、運転経歴証明書交付申請書(申請・再)(様式第15号)を提出しなければならない。この場合において、申請用写真の添付は不要とする。

- 2 公安委員会は、法第104条の4第5項の規定による申請があったときは、運転経歴証明書(様式第15号の2)を交付するものとする。

- 3 運転経歴証明書の交付又は再交付を受けた者は、運転経歴証明書の記載事項に変更を生じたときは、運転経歴証明書記載事項変更届（県内用）（様式第15号の3）又は運転経歴証明書記載事項変更届（県外転入用）（様式第15号の4）により速やかに公安委員会に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 4 運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、運転経歴証明書交付申請書（申請・再）により運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

（試験の場所）

第20条 試験は、沖縄県自動車運転免許試験場又は公安委員会が別に指定した場所において行うものとする。

第21条 削除

（試験の停止等）

第22条 公安委員会は、法第97条の3第1項の規定により免許を受けようとする者（以下「受験者」という。）が次に掲げる不正手段によって試験を受け又は受けようとしたときは、その試験を停止し、若しくは退場を命じ、又は合格の決定を取り消すことができる。

- (1) 他人と共謀して自己の試験を受けさせ、答案の交換をし、その他不正の行為をしたとき。
- (2) 筆記試験において、盗み見又はこれに類する行為をしたとき。
- (3) 氏名、又は生年月日を偽っていたとき。
- (4) 試験を進行し、又は秩序を維持するために、試験係員が行う必要な指示に従わなかったとき。
- (5) 試験に関し自己又は他人のため試験官等に対して金品の授受等があったとき。

2 公安委員会は前項の規定により、合格の決定を取り消したときは、運転免許試験合格取消通知書（様式第16号）によりその者に通知するものとする。

（試験等の合格通知）

第23条 公安委員会は、試験又は審査に合格した者に対して掲示板に掲示して又はその他の方法により、試験又は審査を実施した都度それぞれ本人に通知するものとする。

（臨時適性検査の通知）

第24条 法第102条第6項及び第107条の4第1項に規定する通知は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる通知書によって行うものとする。

次表省略

（適性検査の受検命令等）

第24条の2 法第90条第8項及び第103条第6項に規定する適性検査を受けるべき旨の命令は、適性検査受検命令書（様式第17号の7）によって行うものとする。

2 法第90条第8項及び第103条第6項に規定する医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書（様式第17号の8）によって行うものとする。

第7章 自動車教習所

（指定自動車教習所の報告等）

第25条 公安委員会は、法第99条の6第1項の規定に基づき、指定自動車教習所を設置し、

又は管理する者に対し、次に掲げる事項若しくは資料を報告させ、又は提出させるものとする。

- (1) 管理運営に関する規程の写し
- (2) 技能検定及び技能審査に関する計画並びにその実施状況
- (3) 卒業証明書、修了証明書及び技能審査合格証明書の発行状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認めるもの

(届出自動車教習所の変更事項等届出)

第26条 施行規則第31条の5の規定による届出自動車教習所の廃止又は届出書の内容変更の届出は、届出自動車教習所の変更事項等届出書(様式第18号)により速やかに行うものとする。

第8章 免許の取消し、停止等

(意見の聴取)

第26条の2 令第39条に規定する通知は、意見の聴取通知書(様式第18号の2)により行うものとする。

第9章 講習等

(講習の実施者)

第27条 法第108条の2第1項各号に掲げる講習は、次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 法第108条の2第1項第1号、第3号から第9号まで及び第11号から第13号までに掲げる講習 公安委員会が講習を委託した者(以下「受託者」という。)
- (2) 法第108条の2第1項第2号及び第10号に掲げる講習 公安委員会が指定した者(以下「指定講習機関」という。)

(講習の申込み)

第28条 次の各号に掲げる講習を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を公安委員会に提出して、講習の日時及び場所の指定を受けるものとする。

- (1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習(以下「安全運転管理者等講習」という。) 安全運転管理者等講習受講申請書(様式第19号)
- (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習(以下「取消処分者講習」という。) 取消処分者講習受講申請書(様式第20号)
- (3) 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習(以下「停止処分者講習」という。) 停止処分者講習受講申請書(様式第21号)
- (4) 法第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる講習(以下「取得時講習」という。) 取得時講習受講申請書(様式第22号)
- (5) 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習(以下「原付講習」という。) 原付講習受講申請書(様式第23号)
- (6) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習(以下「指定自動車教習所職員講習」という。) 指定自動車教習所職員講習受講申請書(様式第24号)
- (7) 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。) 初心運転者講習受講申請書(様式第25号)
- (8) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習(以下「更新時講習」という。) 更新時講習受講申請書(様式第25号の2)

(9) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(以下「高齢者講習」という。) 高齢者講習受講申請書(様式第26号)

(10) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習(以下「違反者講習」という。) 違反者講習受講申請書(様式第27号)

(講習終了証明書の交付)

第29条 公安委員会、受託者又は指定講習機関は、次の各号に掲げる講習を終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める講習終了証明書を交付するものとする。ただし、受講者から交付申出がなく、かつ、業務の遂行上、特に交付しなくても支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 安全運転管理者等講習 安全運転管理者等講習終了証明書(様式第28号)

(2) 取消処分者講習 取消処分者講習終了証明書(様式第29号)

(3) 停止処分者講習 停止処分者講習終了証明書(様式第30号)

(4) 取得時講習 取得時講習終了証明書(様式第31号)

(5) 原付講習 原付講習終了証明書(様式第32号)

(6) 指定自動車教習所職員講習 指定自動車教習所職員講習終了証明書(様式第33号)

(7) 初心運転者講習 初心運転者講習終了証明書(様式第34号)

(8) 更新時講習 更新時講習終了証明書(様式第35号)

(9) 高齢者講習 高齢者講習終了証明書(様式第36号)

(10) 違反者講習 違反者講習終了証明書(様式第37号)

(講習の実施場所)

第30条 法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施場所は、沖縄県警察本部交通部運転免許課、沖縄県警察安全運転学校中部分校、沖縄県警察安全運転学校北部分校、沖縄県警察安全運転学校宮古分校及び沖縄県警察安全運転学校八重山分校とする。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、前項以外の場所を講習の実施場所に指定することができる。

(初心運転者講習及び違反者講習の受講期間の特例)

第31条 令第37条の8第3項第6号又は第41条の2第1項第7号に規定する公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げるものとする。

(1) 講習通知の移送が遅れたため、変更した住所地において講習を受ける期間が短くなったこと。

(2) 災害等突発的な事由により、講習を実施することができなくなったこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ないと認める特別の事情があること。

第10章 運転免許取得者教育の認定

(認定の申請等)

第31条の2 法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者教育の認定を受けようとする者は、運転免許取得者教育認定申請書(様式第37号の2)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による運転免許取得者教育の認定の申請は、運転免許取得者教育を自動車教習所(法第98条に規定する自動車教習所をいう。以下同じ。)である施設を用いて行う者にあつては運転免許課長を、その他の施設を用いて行う者にあつては沖

縄県警察本部交通部交通企画課長を経由して行うものとする。

- 3 公安委員会は、法第108条の32の2第1項の認定をしたときは、運転免許取得者教育認定書(様式第37号の3)を交付するものとする。

(認定の取消し)

第31条の3 法第108条の32の2第5項の規定により運転免許取得者教育の認定を取り消したときは、運転免許取得者教育認定取消通知書(様式第37号の4)によって通知するものとする。

(認定事項の変更)

第31条の4 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。)第7条第1項及び第3項に規定する申請事項を変更しようとするとき又は添付書類の内容に変更があったときは、運転免許取得者教育変更届出書(様式第37号の5)を公安委員会に提出しなければならない。

(フレキシブルディスクによる手続)

第31条の5 認定規則第13条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

- 2 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

- (1) トラックフォーマットについては、日本工業規格X6225に規定する方式
- (2) ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0605に規定する方式
- (3) 文字の符号化表現については、日本工業規格X0208付属書1に規定する方式

- 3 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本工業規格X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

- 4 認定規則第13条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- (1) 提出者の氏名
- (2) 提出年月日

(認定等の公示)

第31条の6 法第108条の32の2第2項、認定規則第7条第2項及び認定規則第12条の規定による公示は、沖縄県公報に登載して行うものとする。

第11章 確認事務の委託の手続等

(登録及び更新の申請)

第32条 委託規則第2条第1項に規定する法人の登録の申請は、登録・登録更新申請書(様式第38号)を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、委託規則第2条第2項に規定する書類を添付しなければならない。

- 3 前2項の規定は、委託規則第2条第3項に規定する法人の登録の更新の申請について準用する。

(登録及び更新の結果の通知)

第33条 公安委員会は、前条の申請書を提出した法人に対しては、当該申請の結果を登録

(更新)通知書(様式第39号)又は登録(更新)申請に関する通知書(様式第40号)により通知するものとする。

(駐車監視員資格者講習受講の申込み)

第34条 委託規則第7条第1項に規定する駐車監視員資格者講習の受講の申込みは、駐車監視員資格者講習受講申込書(様式第41号)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の申込書には、委託規則第7条第2項に規定する写真をはり付けなければならない。

(駐車監視員資格者の認定の申請)

第35条 委託規則第10条第2項に規定する駐車監視員資格者の認定の申請は、認定申請書(様式第42号)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、当該申請を行う者の写真をはり付けるとともに、委託規則第10条第3項に規定する書面を添付しなければならない。

(駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書の再交付の申請)

第36条 委託規則第9条第2項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付の申請又は委託規則第10条第5項において準用する委託規則第9条第2項の規定による認定書の再交付の申請は、駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書(様式第43号)を公安委員会に提出して行うものとする。

(駐車監視員資格者証の交付の申請)

第37条 委託規則第11条第1項に規定する駐車監視員資格者証(以下「資格者証」という。)の交付の申請は、駐車監視員資格者証交付申請書(様式第44号)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、委託規則第11条第2項に規定する書類及び写真を添付しなければならない。

(資格者証の不交付の通知)

第38条 公安委員会は、前条の申請を行った者に対し、資格者証を交付しないと認めるときは、駐車監視員資格者証の交付申請に関する通知書(様式第45号)により通知するものとする。

(資格者証の書換え交付及び再交付の申請)

第39条 委託規則第13条第1項に規定する資格者証の書換え交付の申請は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書(様式第46号)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 委託規則第13条第2項に規定する資格者証の再交付の申請は、駐車監視員資格者証再交付申請書(様式第47号)を公安委員会に提出して行うものとする。

3 前2項の申請書には、委託規則第13条第3項に規定する写真を添付しなければならない。

(資格者証の返納命令)

第40条 委託規則第14条に規定する資格者証の返納の命令は、駐車監視員資格者証返納命令書(様式第48号)を交付して行うものとする。

(適合命令)

第41条 法第51条の9の規定による法人に対する適合命令は、適合命令書(様式第49号)を交付して行うものとする。

(登録の取消し)

第42条 法第51条の10の規定により法人の登録を取り消したときは、登録取消処分通知書(様式第50号)によって通知するものとする。

第12章 雑則

(免許証の返納)

第43条 法第107条第1項の規定により免許証を返納しようとする者は、運転免許証返納書(様式第51号)に当該免許証を添えて返納するものとする。

(使用者に対する通知)

第44条 法第108条の34の規定による通知は、車両等の使用者に対しては、様式第52号の通知書により、行政庁に対しては、様式第53号の通知書により行うものとする。

(高速自動車国道等における権限)

第45条 法第114条の3の規定に基づき、法の規定する警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものは、沖縄県警察本部交通部交通機動隊長が行うものとする。

(地域交通安全活動推進委員協議会を組織する区域)

第46条 法第108条の30第1項の規定により地域交通安全活動推進委員協議会を組織する区域は、沖縄県警察の組織に関する条例(昭和47年沖縄県条例第27号)第4条に定める警察署ごとの管轄区域とする。

(警察本部長への委任)

第47条 この規則及び公安委員会が別に定めるもののほか、沖縄県の区域における道路交通に関し、必要な事項は、沖縄県警察本部長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 沖縄の復帰に伴う警察庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第99号)第38条の規定により沖縄県公安委員会規則として効力を有する道路交通法施行細則(1969年公安委員会規則第8号)第9条、第10条、第11条(第5号および第10号を除く。)、第16条(第7号を除く。)および第17条の規定は廃止する。

附 則(昭和47年8月18日公規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の沖縄県道路交通法施行細則の規定によりなされた届出、願い出、申請または申出は、改正後の同規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 この規則の施行前に交付を受けた改正前の沖縄県道路交通法施行細則の規定に基づく駐車標章の様式については、改正後の沖縄県道路交通法施行細則様式第5号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和50年5月20日公規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月10日公規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月1日公規則第6号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行前に、改正前の沖縄県道路交通法施行細則第8条第1項第3号イの規定に基づき交付した禁止除外車標章は、この規則の規定に基づく駐車禁止除外指定車標章(以下「標章」という。)への切替え交付が完了するまでの間は、この規則の規定に基づき交付した標章とみなす。

附 則(昭和53年12月11日公規則第8号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年12月1日から適用する。
- 2 改正前の沖縄県道路交通法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた届出、申請は、改正後の沖縄県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)に基づいてなされたものとみなす。
- 3 旧規則第6条の規定に基づき交付された緊急自動車、道路維持作業用自動車指定書は、新規則第6条又は第6条の2の規定に基づく緊急自動車、道路維持作業用自動車指定証とみなす。

附 則(昭和55年11月25日公規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年11月1日から適用する。ただし、那覇市に係る部分については昭和56年4月1日から、沖縄市に係る部分については昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日公規則第1号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年2月26日公規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月30日公規則第9号)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成6年5月10日公規則第4号)

この規則は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成6年9月13日公規則第10号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の〔中略〕沖縄県道路交通法施行細則に規定する様式による書面については、当分の間それぞれ改正後のこれらの規定に規定する様式による書面とみなす。

附 則(平成7年7月18日公規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年9月13日公規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年9月1日から適用する。

附 則(平成10年7月24日公規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年9月30日公規則第8号)

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第12号)
 - (2) 安全運転管理者及び指定自動車教習所の職員に対する講習の実施等に関する規則(昭

和48年沖縄県公安委員会規則第9号)

(3) 普通免許等取得時講習の実施に関する規則(平成6年沖縄県公安委員会規則第9号)

附 則(平成11年9月14日公規則第11号)

- 1 この規則は、平成11年9月20日から施行する。
- 2 この規則による改正前の〔中略〕沖縄県道路交通法施行細則に規定する様式による書面については、改正後の〔中略〕沖縄県道路交通法施行細則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則(平成12年1月18日公規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による、改正前の沖縄県道路交通法施行細則に規定する申請書等については、改正後の沖縄県道路交通法施行細則に規定する申請書等にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則(平成12年3月31日公規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年5月9日公規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年6月1日公規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年10月27日公規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月23日公規則第4号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の沖縄県道路交通法施行細則第8条第1項第3号イ又はウの規定に基づき交付された駐車禁止除外指定車標章は、当該標章の有効期間の満了するまでの間は、改正後の沖縄県道路交通法施行細則第8条第1項第3号イ又はウの規定に基づく駐車禁止除外指定車標章とみなす。

附 則(平成13年6月29日公規則第7号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年4月19日公規則第4号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成14年5月28日公規則第6号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成15年2月28日公規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年12月5日公規則第9号)

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成16年4月6日公規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)別表に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第10条の2の適用に

については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のおり「3.8メートル」とする。

附 則(平成17年5月10日公規則第9号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成17年7月22日公規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第32条第3項の更新の申請及び第33条の更新結果の通知に関する部分の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正道路交通法」という。)附則第1条第4号に規定する政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から改正道路交通法附則第1条第4号に規定する政令で定める日の前日までの間、この規則による改正後の第41条、第42条、様式第38号から様式第41号まで、様式第45号及び様式第48号から様式第50号までの規定の適用については、第41条及び第42条中「法」、様式第38号から様式第41号まで、様式第45号及び様式第48号から様式第50号まで中「道路交通法」とあるのは「改正道路交通法附則第2条の規定により同法第3条の規定の施行前に行う同条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則(平成17年9月27日公規則第13号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日公規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日公規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日公規則第10号)

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則(平成19年10月19日公規則第15号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に交付された改正前の沖縄県道路交通法施行細則(以下「旧規則」という。)第8条第1項第2号ケに規定する通行・駐車禁止除外指定車標章(様式第5号)並びに同項第3号イに規定する駐車禁止除外指定車(様式第5号の2)及び同号ウに規定する駐車禁止除外指定車(様式第5号の3)の標章は、当該標章の有効期限が満了するまでの間は、改正後の沖縄県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)第8条第1項第3号オに規定する通行・駐車禁止除外指定車(様式第5号)及び同項第4号オに規定する駐車禁止除外指定車(様式第5号の2)の標章とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則第8条第1項第3号イに規定する駐車禁止除外指定車(様式第5号の2)及び同号ウに規定する駐車禁止除外指定車(様式第5号の3)の標章の交付を受けている者(新規則の適用を受ける者を除く。)に対する新規則の適用については、この規則の施行の日から3年間は新規則第8条第1項第4号オ(ア)から(オ)までに掲げる者とみなす。

附 則(平成20年3月28日公規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月12日公規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定(同条第1号アの(ウ)中「第48条の13」を「第48条の14第2項」に改める部分を除く。)は平成21年7月1日から、第12条の改正規定(同条中第9号を削る部分及び同条第12号中「大型自動車」の次に「、中型自動車」を加える部分を除く。)は平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年6月26日公規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日沖縄県公安委員会規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月19日沖縄県公安委員会規則第3号)

この規則は、平成22年4月19日から施行する。

附 則(平成22年12月21日沖縄県公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日沖縄県公安委員会規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月19日沖縄県公安委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表等省略